

「あなたのそばで県議会」を開催

鹿児島県議会では、県内各地域において、地域のかたがたと県議会議員が意見交換を行う「あなたのそばで県議会」を開催しています。

今回は、次のとおり開催します。
多くの皆さんの参加をお待ちしています。

○日時
11月11日（土）
午後1時30分～午後3時30分

○場所
出水市中央公民館
（出水市文化町23番地）

○テーマ
メインテーマ
「あなたの考える北薩地域」
※全体会の後、3つの分断会に分かれて意見交換を行います。

○参加議員
正・副議長、地元選出議員、その他県議会議員

※事前申込不要、入場無料

◎問い合わせ先
県議会事務局総務課

☎099（286）5013



専門家による巡回相談を実施

町では、身体やこところなどを含めた生活全般の相談に対応する相談支援事業を、一般相談支援事業所「あいわの里」に委託して行っています。

身体のこと、こところのこと、福祉サービスの利用など生活全般の相談に、社会福祉士や臨床心理士を始めとした専門の相談員が対応します。予約は不要です。どなたでもお気軽にご利用ください。

◎問い合わせ先

あいわの里 相談部 ☎（75）2401
役場町民福祉課社会福祉係 ☎（86）1157 [直通]

○日時・場所

期 日	時 間	場 所
10月24日（火）	10時～12時	保健福祉センター
	13時～15時	役場指江庁舎
11月14日（火）	9時～12時	獅子島アイランドセンター
	13時～15時	獅子島島内巡回（※要予約）
11月28日（火）	10時～12時	川床コミュニティーセンター

※上記の時間で、相談員が常駐しています。

※11月以降も順次、地域で開催予定です。

※自宅への訪問依頼や上記時間外での相談も随時受け付けています。お問い合わせください。

最低賃金、しっかりチェック!!

鹿児島県最低賃金が時間額 737 円に

鹿児島県最低賃金が平成29年10月1日から時間額737円に改正されました。

これは県下のすべての労働者に適用されます。

ただし、別に定める特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

鹿児島県最低賃金 （地域別最低賃金）	最低賃金額 時間額（円）	効力発生日
	737	平成29年10月1日

◎問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 ☎099（223）8278
川内労働基準監督署 ☎0996（22）3225